

## 荊田町小規模保育事業実施事業者募集要項

新たに荊田町小規模保育事業を実施する法人(以下「事業実施者」という。)を募集します。実施を希望される方は、書類の提出前に必ず子育て・健康課と協議してください。

### 1 事業の趣旨

荊田町では、保育需要の高い0歳児から2歳児について小規模保育事業所を新たに設置することで待機児童の解消を図り、安心して子どもを生み育てられる環境を整備します。

小規模保育事業は、概ね生後4ヶ月程度から2歳児の児童を対象とし、家庭的な雰囲気の中で、手厚く保育を行うことができる事業です。施設の類型がA型・B型・C型に分かれており、定員や保育従事者における有資格者の割合等に違いがあります(荊田町において募集するのはA型・B型のみ)。また、保育所または幼稚園と連携し、「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の確保」等の支援が必要になります。

### 2 募集の概要

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 施設の種別 | 小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型 |
| (2) 定員規模  | 19人                  |
| (3) 募集地域  | 与原小学校区内(1箇所)         |
| (4) 対象児童  | 保育の必要性の認定を受けた0歳から2歳児 |
| (5) 開所時期  | 令和2年4月               |

### 3 応募要件

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の運営を希望するもので、かつ、次の要件を満たすこととします。

- (1) 「児童福祉法」第35条第4項の規定に基づき認可された保育所を運営する社会福祉法人又は「学校教育法」第4条第1項第3号の規定に基づき認可された私立の幼稚園を運営する学校法人であり、荊田町内において事業実績があること。
- (2) 荊田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月24日条例第17号。以下「条例」という。)に定める家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に基づき事業を実施することができること。
- (3) 条例に規定する連携施設を設置し、事業実施者と連携施設運営者が異なる場合は、原則として支援内容に関する協定書等を締結すること。
- (4) 工事請負業者の決定については競争入札によることとし、町が実施する公共工事に取扱いに準じた入札手続きで行うこと。
- (5) 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- (6) 町内の既存施設の名称と同一又は類似したものでないこと。
- (7) 障がい児及び特別なニーズのある子どもの受け入れを行うこと。
- (8) 代替園庭が2歳児の足で10分程度の距離にある場所に施設を設置するとともに、

積極的に戸外活動を実施できる体制を確保すること。

- (9) 施設職員とは別に、苦情・相談・事務連絡の窓口となる責任者を配置すること。
- (10) その他、適正に履行する見込みがあること。

#### 4 事業実施者の資格要件

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 関係者等が苅田町暴力団排除条例（平成22年3月25日苅田町条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (3) 直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (4) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (5) 社会福祉法人及び学校法人が不動産の貸与を受けて設置する場合は、安定的に賃借料を支払いうる財源が確保されており、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額を普通預金等により保有していること。

#### 5 事業内容

##### (1) 開所時間等

- ア 開所日は、月曜日から土曜日までとすること。
- イ 開所時間（月曜日から土曜日まで）は、各曜日とも11時間以上とし、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）を設定すること。
- ウ 休日は、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）とすること。

##### (2) 利用定員は19人とすること。

##### (3) 職員配置は、施設長（管理者）1人と保育士又は保育従事者とし、その配置数は事業類型ごとに以下のとおりとすること。

###### ア A型

- ・保育士の人数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上として算出した人数に1人を加算した人数以上とすること。
- ・調理員については、条例の規定により調理業務の全部を委託する又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。

###### イ B型

- ・保育士その他の保育従事者の人数は、アにより算出した人数とし、そのうち保育士を2分の1（1を下回る端数は1とします。）以上とすること。
- ・保育従事者は、町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者であること。
- ・調理員については、条例の規定により調理業務の全部を委託する又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。

- (4) 利用料（保育料）は、町が基準に基づき決定し事業実施者が徴収すること。
- (5) その他、適正に事業を実施すること。

## 6 施設基準等

### (1) 建物

- ア 小規模保育事業を実施する施設は、事業実施者が所有又は賃借する施設とする。
- イ 施設の延床面積が100㎡を超える場合、建築基準法で定める保育の用途に変更すること。
- ウ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和56年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの、又は耐震補強済のもの）
- エ 実施施設は、1階に設けることが望ましいが、2階以上に設ける場合は条例の規定に該当するものであること。

### (2) 保育室等の面積等

- ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。）及び便所を設けること。なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合は、ほふくする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意すること。
- イ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所付近にある他の公的施設の敷地、その他屋外遊戯場に代わる場所を含む。）、調理室又は調理設備及び便所を設けること。
- ウ 乳児室又はほふく室の面積は、2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。
- エ 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。
- オ 実施施設は、児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有する施設であること。
- カ 調理設備、便所及び沐浴設備は、保育室等と区画されていること。
- キ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

## 7 保育内容等

### (1) 保育内容

保育所保育指針に準拠するとともに、小規模保育に留意した保育する児童の状態に応じたもの。

### (2) 児童の発達過程

保育の計画及び1日の保育内容を作成し、保育を行うこと。

### (3) 児童保育状況

記録を整備し、記録に基づき、実践を振り返り、保育内容の向上に努める。

### (4) 食事の提供

- ア 実施施設に入所する児童に対して食事の提供を行い、食事は、原則として事業所内

で調理する方法によること。

- イ 食事の提供にあたっては、連携施設等の栄養士にアレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を受けられる体制を設けること。
- ウ 連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、上記の規定に関わらず、食事を提供できるものとする。この場合においては、条例に掲げる要件を満たすこと。

(5) 衛生管理

- ア 児童の使用する設備、食器又は遊具等について、安全かつ衛生的な管理に努めること。
- イ 医薬品、その他の医療品を備えること。
- ウ 実施施設において感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めること。
- エ 調理の施設、設備、器具、容器、材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために、自主点検を毎日実施すること。
- オ 連携施設より給食を搬入する場合は、食中毒防止の観点により必要な処置を講ずること。

(6) 健康管理

- ア 保育する児童に対し、保育の開始時の健康診断、1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。
- イ 職員に対し、採用時及び1年に1回定期健康診断を行うこと。なお、食事を調理する職員については、**月1回以上**の検便を実施すること。(5/8 修正)

(7) 研修の実施

- ア 事業実施者は、質の高い保育を展開するため、保育所保育指針に従い、職員に対して研修の実施又はその機会を与えること。
- イ B型の事業を実施する場合における基礎研修を実施するときは、あらかじめ、カリキュラムについて、町長に提出すること。

(8) 連携施設の確保

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように下記の事項について連携協力を行う保育所、幼稚園等を適切に確保しなければなりません。

ア 保育内容の支援

集団保育を体験させるための機会の設定、地域型保育事業の内容に関する支援等を行う。

イ 代替保育の提供

職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行う。

ウ 卒園後の受け皿の設定

利用児童（2歳児）の卒園後は保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設にお

いて受け入れて教育又は保育を提供する。

(9) その他

ア 事業実施者は、賠償責任保険に加入する。

イ 事業実施者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備えて、緊急時の連絡体制を確定し、日頃から避難経路を確認するとともに、消火訓練及び避難訓練を毎月1回以上実施し、緊急時の対応マニュアルを作成する。

8 事業開始までの日程（予定）

内 容	日 程
募集要項の公表、配布	平成31年4月10日
募集要項に対する質問書の受付期限	平成31年4月18日
質問書の回答	平成31年4月24日
応募書類受付開始	平成31年4月25日
応募締切	令和元年5月17日
事業実施者選定審査、事業実施者決定	令和元年5月下旬
補助内示	令和元年8月上旬
認可、確認	令和2年3月まで
開所	令和2年4月

※ 施行業者の選定や工事材料の調達の遅れ等事業実施者の過失によらず上記工程による事業実施が困難となった場合は速やかに町と協議し、町長がやむを得ないと認めるときは上記日程を変更することができる。

9 施設整備に関する補助金

施設整備費等補助金

(1) 当該事業について、国の補助制度に基づき採択された場合には、小規模保育事業の設置・運営者として決定した事業実施者に、町の予算の範囲内で補助するものとする。

(2) 当該補助金の対象となるのは、新たに専用施設を建設又は既存建物を改修して小規模保育施設を設置する場合に要する費用の一部とする。(国の補助基準に該当する経費であり、土地の取得や既存施設の破損及び老朽化に伴う改修は対象外)

(3) 補助金の額は、(2)の補助対象経費に係る実支出額の4分の3とし、その補助基準額の上限は、3,200万円とする。

※補助金の交付には、国との協議が必要であるため採択が保証されるものではない。

10 運営費

(1) 公定価格に基づく運営費

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に基づく地域型保育給付

費を支給する。地域型給付費の額は、国の示す公定価格から、町が定める利用者負担額を差し引いた額とする。

(2) 子ども・子育て支援事業に係る補助金

実施する保育事業（延長保育、一時預かり等）に応じて、国・県の補助金を財源として補助金を交付する。

11 選考の方法等

(1) 事業者の選考

荻田町小規模保育事業者選考会議による審査を行う。

ア 書類審査

イ ヒアリング

書類審査後、事業計画等や事業を行う理由について、プレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの詳細については、受付時以降に応募者に連絡する。

(2) 選考結果と公表

事業者の選考結果は応募者に文書で通知する。また、事業予定者として決定した法人の法人名等及び計画概要については公表を行う。

12 応募の手続き

実施を希望する事業実施者は、下記のとおり申請様式一式を提出してください。なお、提出される際には、必ず子育て・健康課に連絡の上、来庁してください。

(1) 応募書類の提出

ア 提出期間：募集書類受付開始日から募集締切日までの午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時まで（ただし土・日曜日、祝日を除く）

イ 提出場所：荻田町子育て・健康課（荻田町役場2階）

TEL：093-588-1039

ウ 提出方法：必要書類を提出期間内に提出場所に持参すること。郵便や電送によるものは受付しないものとする。

※ 予め日時を連絡のうえ、来庁すること。

エ 提出部数：正本1部、副本1部（A4ファイルに綴る）

(2) 提出書類

資料番号	書類	備考・様式
1	申請書	様式第1号
2	誓約書	様式第2号
3	事業計画書	作成要領は、別表1を参照
4-1	運営法人に係る概要調書	・様式第3号 ・法人パンフレット、運営施設一覧を添付すること
4-2	運営法人の定款の写し	代表者の原本証明を付すこと
4-3	役員名簿及び代表者の経	様式は任意

	歴書	
4-4	運営法人の登記履歴事項全部証明書	申請日前3ヶ月以内に発行された原本
4-5	運営法人の決算書	・直近3ヶ年分 ・代表者の原本証明を付すこと
5-1	小規模保育事業所設置計画概要書	・様式第4号 ・近隣住民等への説明に係る地図及び説明資料等を添付すること
5-2	小規模保育事業所設置計画地位位置図	様式第5号
5-3	屋外活動に関する調書	様式第6号
5-4	連携施設に関する調書	様式第7号
5-5	土地及び建物の登記履歴事項全部証明書	・申請日前3ヶ月以内に発行された原本 ・建物の証明書については、新築の場合は不要
5-6	確認済証及び検査済証の写し	新築の場合は不要
5-7	建物賃貸借契約書または賃貸借を契約することについて貸主と合意したことを証する書類の写し	・賃借料、契約期間等諸条件が記載されていること ・貸主と合意したことを証する書類は、貸主・借主双方の署名捺印がなされている書類とする ・代表者の原本証明を付すこと
5-8	配置図・平面図	図面の記載事項は別表2を参照
5-9	工事費等概算見積書	施設整備費、備品購入費等が確認できる設計会社等が発行したもの
5-10	工事工程表	設計会社等が作成したもの
6	資金計画書	様式第8号
7	職員配置計画書	・様式第9号 ・保育士の1日の勤務シフトがわかる資料を添付すること
8	管理・運営に関する調書	様式第10号
9	その他必要な資料長	事業計画書を補足するための添付書類等

### 13 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用については、応募者負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限以降における差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類の内容は原則非公開として取り扱う。
- (6) 提出書類は、提出者に無断で、選考を行う作業以外の目的に使用しない。

### 14 その他留意事項

- (1) 事業実施者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び保育事業の運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、苅田町の指導に応じる

こと。

- (2) 事業実施者は、近隣住民等との連携、調整を十分に行うこと。
- (3) 施設の整備及び保育所設置認可等にかかる諸手続は、事業実施者が行うこと。
- (4) 事業実施者が、施設整備のために補助金を申請する場合は、施設整備補助金の内示前に契約及び整備事業に着手できないので留意すること。
- (5) 事業計画の変更は原則として認めない。変更する場合は必ず事前に協議し、やむを得ない理由があると認められる場合に限るものとする。
- (6) 町は、事業実施者において以下の場合、その決定を取消することができる。この場合、事業実施者は既に要した費用の弁済を求めることはできない。
  - ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
  - イ 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じたとき。
  - ウ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
  - エ その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。
- (7) 事業実施者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。その場合においても、応募のために支出した費用等について町は補填しないものとする。
- (8) 本事業において応募者がいない場合、又は審査結果によりすべての提案が町の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、事業実施者の決定を行わないことがある。
- (9) 応募に際して質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、町ホームページに掲載することがあるので、定期的に確認すること。

## 15 担当課

荻田町役場 子育て・健康課

〒800-0392 荻田町富久町1丁目19番地1

TEL 093-588-1036

FAX 093-436-5121

E-mail : kosodate@town.kanda.lg.jp



## 別表1 事業計画書の作成要領

- ①様式は任意です。ただし、サイズはA4判としてください。
- ②下記に記載する全ての事項について、タイトルを変えずに、この順番どおりに記述してください。
- ③事項それぞれに関する申請事業者の考え方、これまでの実績、実施計画、アピールポイント等について、必要に応じて挿絵や図表を入れるなど、できるだけ具体的に記述してください。
- ④他の提出書類と内容が整合するよう配慮してください。

### 事業計画書に記載する事項

#### A. 法人に関する事項

	タイトル	内 容
1	経営理念・経営方針・小規模保育事業所設置の動機	・法人の経営理念及び経営方針、また小規模保育事業所を設置する動機
2	保育施設等の運営実績	・運営している認可保育園、認可幼稚園、地域型保育事業所、その他認可外保育施設の数及び一覧 ・病後児保育、障害児保育等の実績
3	その他通常の保育等以外の事業実績	・学童保育、地域子育て支援センター等の実績
4	小規模保育事業所運営に対する経営者の考え方	・保育事業を実施する者としての使命と責任、社会への貢献、今後の事業展開など

#### B. 計画する小規模保育事業所の施設に関する事項

	タイトル	内 容
1	コンセプト	・施設、立地、保育内容を含めた全体的な構想やイメージ
2	安全・安心のための対策	・防災、防犯、事故防止のための施設上の対策や機能など
3	園児等への配慮	・園児、保護者、職員、近隣住民等に対して配慮したポイント

#### C. 小規模保育事業所の管理・運営に関する事項

	タイトル	内 容
1	保育理念及び運営方針	・事業所としての保育に対する基本的な考え方、保育理念や運営方針の日常の保育への反映方法、通常保育以外の事業（サービス）など
2	食物アレルギーへの対応	・食物アレルギーへの対応の考え方、除去食・一部代替食・完全代替食の別など

3	非常時及び事故発生時の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、地震、風水害発生時の避難訓練</li> <li>・不審者対応、感染症対策、その他安全対策</li> </ul>
4	投薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投薬に対する考え方</li> <li>・保護者からの投薬希望に対する対応</li> <li>・誤飲防止策、看護師の配置など</li> </ul>
5	園児の発達状況及び保育目標に関する記録と保育への活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児一人ひとりの発達状況の記録の有無、職員間での情報共有、保育への活用方法など</li> </ul>
6	保護者に対する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園だよりやメール情報サービス等、日常の保育状況を保護者に伝える手段、また施設内での事故発生時における保護者への連絡方法など</li> </ul>
7	小規模保育事業所と保護者あるいは保護者同士の意見交換の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談、保護者会など小規模保育事業所と保護者との意見交換や協議の場の設定状況</li> <li>・保護者同士の意見交換、コミュニケーションの機会提供の状況など</li> </ul>
8	保護者からの意見・要望・クレームへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から意見等があった場合の対応方法、意見等を日常の保育等に反映させる仕組みなど</li> </ul>
9	職員の育成方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の研修の実施や自己研鑽の促進など</li> </ul>
10	保育内容の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価、自己評価等による現状の保育等の評価、分析、反映など</li> </ul>

## 別表2 図面に記載する事項

### A. 配置図

	箇所	記載する内容
1	道路	名称、幅員、道路境界線、高低差、方位
2	隣地等	隣地境界線、高低差、擁壁
3	建物	出入り口、境界までの距離、スロープ勾配
4	外構	内扉、外柵、駐車場
5	屋外遊戯場（園庭）	面積、遊具の配置

### B. 平面図

	箇所	記載する内容
1	各室	名称、床面積（有効面積含む）、出入口、窓、壁、 下駄箱、ロッカー （保育室はさらに）部屋の使用年齢、定員
2	トイレ	便器（大、小）、手洗器
3	階段、屋外傾斜路、バルコニー等	苅田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例第29条第7号に定める基準を満 たす階段等の名称

### C. その他必要な記載事項

- (1) 住所（地名地番）、建ぺい率、容積率、用途地域、各階床面積
- (2) 土地が2筆以上の場合は、敷地図に地番を記載すること